



赤 議 第 9 0 号

令和7年1月8日

赤穂市議会

議 長 土 遠 孝 昌 様

議会運営委員会

委員長 奥 藤 隆 裕

令和6年度議会活性化に関する協議結果について（答申）

標記の件について、令和6年6月3日から令和7年1月8日まで8回にわたり、
検討・協議を行い、その結果を取りまとめたのでご報告いたします。

I 令和6年度 議会活性化に関する協議結果について

1. 令和6年度議会活性化の検討・協議の方向性について

令和6年度議会活性化の協議にあたり、令和6年6月3日及び6月19日開催の議会運営委員会において、令和3年度から5年度における課題事項の協議結果を確認するとともに、前年度議会運営委員会答申の申し送り事項である「赤穂市議会政治倫理条例（請負契約等の辞退の範囲）」及び「次期改選後の常任委員会構成」については、優先的に協議することとしました。

2. 赤穂市議会政治倫理条例（請負契約等の辞退の範囲）の協議、検討結果について

本件は、令和4年12月の地方自治法の改正により議員の請負禁止の範囲が明確化・緩和されたことを受け、本市議会政治倫理条例における「請負契約等の辞退の範囲」について、課題事項28「議会・議員のあり方について」の中で協議することとしました。

協議を行うにあたり令和4年度に実施の全国類似自治体の調査や令和5年度に実施の議員アンケートを参考に、請負契約における議員の親族の2親等規制の範囲について検討を行いました。

親族の親等による規制については、「現行の2親等以内の親族」とする会派が2会派、「2親等以内の同居の親族とすべき」とする会派が1会派、「2親等から1親等に緩和すべき」とする会派が3会派と意見が分かれ、2親等規制を緩和した場合の透明性の確保、透明性確保のための協議の時期及び2親等規制の緩和に係る市民に対する説明責任等が論点となり（別紙1）、協議の結果、本件については、早急には結論を出さず、次期改選後の議会における検討課題としました。

3. 次期改選後の常任委員会構成の協議、検討結果について

本件は、令和5年度の議会活性化の協議において次期の議員定数を現定数から1人減の17人とすることに決定したことから、本市議会常任委員会の構成について協議・検討することとしました。

協議を行うにあたり全国類似自治体の調査を実施し、3常任委員会及び2常任委員会のそれぞれの長所、短所の確認を行った後、各会派から意見を聴取した結果、「現行の3常任委員会」とする会派が4会派、「2常任委員会」とする会派が2会派と意見が分かれていましたが（別紙2）、協議の結果、常任委員会数は現行どおり3常任委員会、各常任委員会の定数は総務文教委員会及び民生生活委員会は現行どおり6人、建設水道委員会は現行から1名減の5人とし、令和7年第1回定例会に赤穂市議会委員会条例の一部を改正する条例を議員提案として上程する結論となりました。

4. 議会活性化に関する課題事項の取扱いについて

令和3年度から令和6年度までの議会活性化協議における課題事項の「②継続して検討（研究）する」となった事項及び未協議の事項（別紙3）については、参考として次期議会に申し送ることとします。

Ⅱ 令和6年度 議会活性化に関する協議、検討日程

回	日 程	検 討 内 容
第1回	令和6年 6月 3日(月)	令和6年度の議会活性化の進め方について
第2回	令和6年 6月19日(水)	課題事項「議会・議員のあり方」のうち、最優先協議事項及びその他課題事項のうち、継続協議、未協議事項の取扱いについて
第3回	令和6年 8月27日(火)	赤穂市議会政治倫理条例（請負契約等の辞退の範囲等）について（制定趣旨、経緯及び他市の改正事例等について）
第4回	令和6年 9月27日(金)	赤穂市議会政治倫理条例（請負契約等の辞退の範囲等）について（各会派の意見開陳等）
第5回	令和6年10月 9日(水)	赤穂市議会政治倫理条例（請負契約等の辞退の範囲等）について（改正の可否について）
第6回	令和6年11月15日(金)	次期改選後の常任委員会構成について（他市事例の調査報告等）
第7回	令和6年12月12日(木)	次期改選後の常任委員会構成について（各会派の意見開陳等）
第8回	令和7年 1月 8日(水)	議会運営委員会答申（案）及び赤穂市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について

○議会運営委員会の構成

委員長 奥藤 隆裕

副委員長 榊 悠太

委員 田渕 和彦 南條 千鶴子 家入 時治 前田 尚志

I. 請負契約等の辞退の規定に関する 2 親等規制に係る各会派の意見

※太 字 部 分 …9月27日（金）議会運営委員会（議会活性化）意見

※太字網掛け部分 …9月27日（金）議会運営委員会（議会活性化）参考意見

範囲	会派	適当と考える理由
議員の配偶者、 1 親等以内の 親族とすべき	新風	1. 現状の 2 親等以内の規制は、範囲が広すぎると感じる。現代社会では、兄弟姉妹の関係が希薄であることは珍しくない。また、LGBT 理解増進法が制定されたこの時代において、血縁のみを強調する規制はいかかなものかと思う。 2. とはいえ、過去には利益相反が疑われた事例があったことも事実である。親族の請負に関する規定を完全に撤廃することには、慎重であるべきと考える。 3. 今回の条例改正については、主要な方向性を 1 2 月の本会議までに決定する必要がある。親族の請負に関する公示など、細部の調整は不可欠であるが、タイムスケジュールを考慮し、それらは選挙後に新たに選出される議員たちが確実に行えるような方策を講じることが必要であると考え。 ・細部の調整は、改選後の議員で決定すればよいのではないか。 ・活性化のスケジュールを勘案すれば、規制する範囲のみ改定する。 ・現在、入札は電子入札システムとなっており不正は起きにくくなっている。 ・規制を緩和することで立候補できる人がいるのであれば議論の必要はある。 ・請負等の公表をするのであれば条例の制定又は改正は必要か⇒必要である。 （事務局）
	赤諒会	資料によると全国の市 8 1 5 市の内、3 9 1 市は政治倫理条例を制定していないとのことである。また、類似団体 8 1 市中 5 1 市が請負契約等の辞退に関する規定を設けていない。つまり約半数の市が請負契約に関する規制を設けていないのが現状である。 このような状況を鑑みると赤穂市の現行条例は、相対的に厳しいものができる。そのため、請負契約等を辞退する親族等の範囲は、「議員の配偶者、1 親等以内の親族」に緩和することが、立候補者確保の観点から考えると望ましい。 ・透明性の確保等、ある程度の歯止めをかけることは必要と考えるが協議する時間のことを考えれば難しい。 ・規制の範囲の大枠を決定後、詳細部分については改選後に協議すればよいのではないか。
	政翔会	1. 議員になりたくても 2 親等以内の親族に市の請負契約等で生計を立てている人があれば、議員になれないのは公平性を欠くし、議員のなりて不足に繋がる。多職種の議員構成となるためにも、請負契約等を辞退すべき親族の範囲は狭めるほうが良い。 2. 請負契約等を辞退する方が、不正等を疑われず市民に理解していただけるのは、議員本人と配偶者、1 親等までと考える。

議員の配偶者、 1 親等以内の 親族とすべき	政翔会	・多職種からなる議会の構成を図るためには、請負契約等を辞退すべき親族等の範囲は狭めた方がよい。 ・地方自治法は改正されたばかりであり、他市においてはまだ政治倫理条例の見直しがなされていないのではないかと。 ・辞退の範囲を早急に見直し、具体的なものは引き続き協議を行い、年度内に決定できればよいが、最終的には改選後の議員により決定してもよいと考える。 ・会派としての提言は地方自治法どおりではあるが、市民の目線を鑑み、1 親等以内を規制の対象としたい。 ・入札は市の業務であり、市は議員の辞退届に基づいて入札の可否を判断しており、議員が関与する余地は少ないと考えることから、もう少し規制を緩和してもよいのではないかと。 ・請負について、何でも公表することとなれば、かえって疑いの目が掛けられることとなり議会としての対応が難しくなるのではないかと。 ・2 親等の親族が規制の対象外になるのであれば、その部分は公表する意味が分からない。公表の必要はないのではないかと。 ・条例を改正すれば、改正部分を市民に告示することで理解は得られるのではないかと。 ・現在の入札システムであれば議員は入札に関与することはできない。 ・政治倫理条例の制定以降、「2 親等」に係る問題は生じていないが、親等の規制よりも入札の方法が変わったことにより不正がなくなったのではないかと。 ・規制を緩和すれば間違いなく多職種な議員の議会への参画が促され、市民の理解も得られるのではないかと。 ・規制緩和の一番の目的は、多様な議員の議会への参画であることから、議員の親族の規制が外れたとしても、そのことについて市民に弁明する必要はない。
議員の配偶者、 2 親等以内の 親族とすべき	千種	地方自治法の一部改正によって年間 300 万円の範囲内で個人による地方公共団体に対する請負が可能とする緩和部分（地方自治法 92 条の 2 関係）については、議員個人及び同様の内容で議員の配偶者、2 親等以内の親族についても緩和されてしかるべきと考えます。 ただし、請負契約等を辞退する親族等の範囲に関する変更については、下記の理由から慎重に審議を継続する必要があると考えます。 (1) 赤穂市において政治倫理条例が制定された経緯を考慮し、より市民にとって透明性のある議会・議員の在り方を確保する方法を同時に講じる必要があること（請負の状況の公表に関する規定や万が一違反があった場合の規制を設けることを含む）。そのためには、政治倫理条例の他、議会基本条例等を一体のものとして議論する必要があること。

議員の配偶者、 2親等以内の 親族とすべき	(2)「多様な人材の市議会への参画促進に関する決議」に対する地方自治法の一部改正の措置結果で挙げられた項目全体を議論し、赤穂市議会として多様な人材確保に関する環境整備として有効な方法を多角的に検討する必要があること。 ・規制を緩和すること自体には反対ではないが、緩和と合わせて透明性の確保も同時に議論すべきではないか。 透明性の確保とは（委員からの質疑） ⇒議員の市との300万円以下の取引であっても公表すること。 ⇒現在、辞退届を提出しているが、親族の企業も含めどういった企業に従事しているかを市民が見える形でチェックできる体制をつくるべき。 ・改選後に公開の範囲を決定するのではなく、今期中に議会運営委員会（議会活性化）の頻度を上げてでも議論すべきである。 ・政治倫理条例は議員が自ら襟を正すために制定した条例である。 ・公表できるものに関しては公表し、疑念があるのであれば議会で議論すべきであることから、公表については前向きに検討すればよいのではないか。 ・2親等から1親等に規制緩和するのであれば、規制から外れた2親等部分の見える化は必要なのではないか。 ・市民団体との意見交換会で規制緩和の意見が出されたが、議員の成り手の確保と議員の不正の防止を比較した場合、市民に対してどちらに重きを置くべきか議論する必要がある。 ・請負の範囲は非常に広いため入札以外の部分で不正が行われる可能性がある。 ・条例制定時に議論を尽くしたうえで2親等規制の部分を決めていることから、緩和するのであれば市民に対して説明責任がある。 ・今期の議員によって改正し、改選後の議員に縛りをかけるのであれば、今期の議員にも責任が生じるため、時間はかかっても議論を煮詰めなければならない。 ・規制を緩和することにより次期の改選に影響のある立候補予定者はあるのか。 ・規制を緩和することで、立候補者が増えるかどうか不明な状況において、透明性の議論は据え置いてでも、早急に緩和の決定をすることについて、市民にどのように説明するのか。 ・2親等から1親等に規制緩和した場合、「2親等の請負について公表することは意味がない」という意見は理解できるが、議員自らの親族の規制が緩和された場合に、市民に対してどのように説明できるのか疑問である。 千種
--------------------------------------	--

議員の配偶者、 2親等以内の 親族とすべき	清和会	兵庫県内において請負契約等の辞退の範囲を緩和した市は今のところない状況であり、また、類似団体で請負契約等の辞退の範囲を2親等以内及び3親等以内の親族としている市が50%という状況であるため、今の範囲のままで良いと考える。 ・ 現行の政治倫理条例は、議会において問題があり相当議論し、市民の目線に立って考えた結果制定したことから、(規制の緩和は)市民の理解を得ることは難しいと考える。 ・ 規制を緩和した場合、親族等の市に対する請負等を公表するのであれば、何らかの歯止めがかかると考えるため、1親等までの規制緩和も考えられないわけではない。 ・ 会派が考える公表とは、議員個人や議員が携わる企業の請負を年度終了後にまとめて1年分を公表するという意味である。 ・ まず緩和することを議論し、公表の仕方については改選後の議員で議論すればよい。
議員の配偶者、 2親等以内の 同居の親族 とすべき	公明党	同居の場合は議員と一体とみられ市民に疑念の念を生じさせかねない。 ・ 別居の1親等、2親等は規制の対象外となることから、この部分の透明性を確保し、市民に疑念を生じないように議論を進めたい。 ・ 規制の範囲の何が正解は現時点でわからない。公明党は規制の範囲を2親等以内の同居の親族としたが、「1親等以内の親族」に緩和することについて市民の理解を得られるのであれば、そこは柔軟に考える。 ・ 規制を緩和するのであれば透明性を確保しないと市民の理解は得られないのではないか。 ・ 親等による規制より、議員が公平性を監視することに重きを置くべきではないのか。

Ⅱ. 議会運営委員会(議会活性化) 2 親等規制に係る主な意見(まとめ)

(令和6年9月27日)

1. 2 親等規制の緩和(2 親等⇒1 親等)に対する①透明性の確保(例:市に対する請負の公表)及び②協議の時期(現議会か次期議会か)について

①親等規制の緩和(2 親等⇒1 親等)に対する透明性の確保	
千種、清和会	2 親等から 1 親等に緩和するのであれば、透明性を確保(公表に関する規定等)しなければならないのではないか。
新風	規制を緩和することで立候補できる人がいるのであれば、議論の必要性はある。
赤諒会	規制を緩和するのであれば、ある程度の歯止めは必要ではないか。
公明党	規制を緩和するのであれば、透明性の確保は必要ではないか。
政翔会	規制を緩和し 2 親等が規制の対象外となるのであれば、そもそも公表する必要はない。
②透明性の確保のための協議の時期(現議会か次期議会か)	
新風・赤諒会	規制の範囲を決定後、詳細部分は協議のスケジュールを勘案し、改選後でよい。
清和会	まず緩和することを議論し、公表の仕方については改選後の議員で議論すればよい。
政翔会	現任期中でもよいが、最終的には改選後でもよい。
千種	現議員が条例を改正し、次期の議員を縛る規定を設けるのであれば、現議員にも責任が生じるため、時間をかけてでも議論を煮詰める必要があるのではないか。

2. 親等規制の緩和に係る市民に対する説明責任について

千種	条例制定時に議論を尽くしたうえで 2 親等規制の部分を決定していることから、緩和するのであれば市民に対して説明責任がある。規制を緩和することで、立候補者が増えるかどうか不明な状況において、透明性の議論は据え置いてでも、早急に緩和の決定することについて、市民にどのように説明するのか。
清和会	現行の政治倫理条例は、議会において問題があり相当議論し、市民の目線に立って考えた結果制定したことから、(規制の緩和は)市民の理解を得ることは難しいと考える。
政翔会	規制を緩和すれば多様な職種の議員の議会への参画が促され、市民の理解も得られるのではないかと。規制緩和の一番の目的は、多様な職種の議員の議会への参画であることから、議員の親族の規制が外れたとしても、市民に弁明する必要はない。

※網掛け部分は参考意見

1. 委員会構成における2委員会、3委員会のメリット・デメリットについて

議会運営委員会（議会活性化）R6.12.12資料

会派名		新 風	千 種	赤 諒 会
2 委 員 会 （ 8 人 ・ 9 人 ）	メ リ ツ ト	・議員一人当たりの負担軽減：委員が8人～9人ずつとなり、議案審査や会議出席の負担が分散される。 ・所管の統一感：複数の分野にまたがる議案の審査がしやすくなる。 ・運営の簡略化：会期日程の短縮や運営の効率化が期待できる。	・多様な意見が出やすくなり議論が活発化する。 ・会期日程の短縮につながり行政職員の負担が減る。	・委員数の増加により多様な意見が出され、議論が活発化する。 ・議案の数によっては、会期日程が短縮される。
	デ メ リ ツ ト	・委員会運営経験の機会減少：委員長・副委員長の人数が減るため、委員会運営経験を積む機会が減少する。 ・審査の長時間化の懸念：各委員会に付託される議案の量が増え、審査が長時間化する可能性がある。 ・議論の偏り：議論が特定分野に集中し、他の分野が疎かになる可能性がある。 ・他人任せになる懸念：各委員会の構成人数が多くなると、各委員の発言する機会が減る。その為、委員会の進行を他人任せにする人が出るのが懸念される。	・正副委員長ポストの減により、新人議員の経験の場が確保しにくくなる。 ・もし今後の議会改革により予算・決算審議の委員会制を導入した場合、委員会の負担が大きくなりすぎることになる。	・当初予算の審査等、審査項目が多い場合、会期日程が現状より延長される可能性がある。2委員会とも2日にわたって審査した場合4日必要になる。 ・多くの審査項目を1日で審査する場合、職員の拘束時間が増加する可能性がある。 ・審査時間が予想外に長くなる、或いは短くなる可能性も考えられ、日程が組みにくくなる。（1日で済ませるつもりが2日目に入る。2日使うつもりが1日で終わる等） ・委員会運営の経験を積む機会が減少する。
3 委 員 会 （ 6 人 ・ 6 人 ・ 5 人 ）	メ リ ツ ト	・現状の維持：従来の議案審査体制がそのまま維持される為、現状からの大きな変更は不用。 ・審査の分散：議案が3つの委員会に分散されるため、各委員会での議論の深掘りが可能。 ・委員長・副委員長の経験機会の増加：3委員会で6名が運営経験を積める	・新人議員の経験（議長・副議長）の場が確保できる。 ・議員の専門性の向上。 ・議員の負担の軽減。	・所管の割り振りを検討する必要もなく、日程や職員の拘束時間等も現行どおりであるため、これまでと同様の委員会運営ができる。
	デ メ リ ツ ト	・委員会の少人数化：1つの委員会が5人となるため、欠席者が出ると審査が不十分になる可能性がある。 ・一人当たりの審査範囲が狭くなる：議案の3分の1しか審査できないことになる。	・特になし	・定数5名の委員会の場合、委員長を除く4名での審査になる。 ・欠席などがあつた場合更に少人数となる。 ・委員のうち新人の占める割合が多い場合、委員会運営が円滑に進まない可能性がある。

会派名		公 明 党	政 翔 会	清 和 会
2 委 員 会 (8 人 ・ 9 人)	メ リ ッ ト	・ 3委員会より多くの議案審査ができる。 ・ 議案に対する多様な意見が出やすくなり、議論が活性化する。 ・ 2人会派だと、議会ごとにすべての議案に会派として審査ができる。	・ 委員会人数は多い方が多角的な審査が可能になる。 ・ 経験から8人程度が妥当な委員数だと思う。 ・ 正副委員長が他の議会運営委員会や特別委員会正副委員長などと重複する機会が少なくなる。	・ 活発な意見が出来るのは7～8人が適当と言われており、十分な審査が期待できる。 ・ 3委員会時に比べ2委員会では担当する所管が増えるため、見識がより広がる。
	デ メ リ ッ ト	・ 議案熟読や調査の日程を増やすことが必要となる。	・ 2委員会になると所管の範囲を見直す必要がある。 ・ 委員会開催日を増やす必要も出てくる。	・ 所管が増えるため議案が多くなるので、審査時間が長くなる。
3 委 員 会 (6 人 ・ 6 人 ・ 5 人)	メ リ ッ ト	・ これまで3委員会だったので、同様の委員会運営が可能。	・ 構成所管等が現状維持でもよく見直しが不要。	・ これまでと同様のあり方となり、新たな対応をとる必要が無い。
	デ メ リ ッ ト	・ 2委員会に比べ審査する議案が少ない。	・ 5人の委員会は実質4人での審査となり多角的な審査が難しい。 ・ 欠員がでると更に十分な審査が困難になる。	・ 5人の委員会では4人で審査することとなるが、欠席者が出ると審査が深まらなくなるおそれがある。 ・ 少人数になると、特定の委員の意見に影響され易くなるおそれがある。

2. 適当と考える委員会数及びその理由について

新 風	千 種	赤 諒 会	公 明 党	政 翔 会	清 和 会
3 委員会	3 委員会	3 委員会	2 委員会	2 委員会	3 委員会
1. 責任感と専門性の向上 - 分野に特化した議論が可能：3つの委員会に分かれることで、各分野に特化した深い議論が可能となり、政策の専門性が高まる。 - 議員の責任感を維持：3委員会制では1委員会あたりの人数が少なくなるため、一人ひとりがより積極的に議論に参加する必要がある、責任感が向上する。 2. 委員会運営の経験とリーダーシップ機会の増加 - 委員長・副委員長の数が維持される：3委員会制では委員長・副委員長の役職が多く確保され、多くの議員がリーダーシップを発揮する機会を持つことができる。 - 運営経験の提供：各委員会で議員が運営経験を積む機会が増え、将来的な議会運営の質向上につながる。 3. 議員間の負担の分散 3委員会に議案が分散することで、各議員の負担が分散する。 4. 他市の事例からの学び - 議員定数16～18名の市では3委員会が多い：他市のデータから、議員定数16～18名の自治体の平均をとると3委員会制を採用している割合が高いことが分かる。これより赤穂市でも現行の3委員会制を維持することは自然な選択肢と言える。 5. 会派制の意味 3委員会では、委員会ごとの守備範囲は狭くなるが、その分、会派内で議論を重ねることで、他の委員会の議題についても意見を反映することが可能である。これにより、会派全体としての意見を共有し、より幅広い視点から議論を進めることができる。	・現行どおりで支障がない。 ・議長が総務文教常任委員会、副議長が民生生活常任委員会となるなら、建設水道委員会を5人とする。	どちらもメリット・デメリットがあり、是が非でも3委員会としたいという意見ではない。しかし2委員会にする場合、所管の割り振りや予備日の設定方法等、新たな検討項目が発生する。来年の第1回定例会まで検討回数があと2～3回しかないことを考えると、今回は現行と同様の委員会構成で良いのではないかな。 仮に3委員会となる場合、これまでの審査項目の数を鑑みると、総務文教委員会と民生生活委員会が6人、建設水道委員会が5人の構成とするのが妥当ではないかな。 2委員会への移行については、来期以降予算決算委員会の創設と併せて検討すればよいのではないかな。	3委員会より多くの議案審査ができる。	議長を除き2委員会で8人・8人とする。委員会は偶数委員で、表決が議長採決とならないようにするため。 また、次年度は県市議会議長会会長職が赤穂市議会とのことで、各委員会の行政視察の日程調整に影響を及ぼすと思うため。	・委員会全体を含めた議論を行う必要があるため、今期もあと残りわずかであることから、現状の3委員会のままにしておき、来期でしっかりと議論を深めていけば良いと考える。 ・1人減とする委員会は建設水道委員会で良いと思う。

3. 委員会構成における2委員会、3委員会のメリット・デメリットについて(まとめ)
(令和6年12月12日)

1. 2委員会(8人・9人)	
メ リ ツ ト	・議員一人当たりの負担(責任)が軽減・分散される。(現6人⇒8～9人) ・多様な意見が出やすく多角的な審査が可能となり、議論が活発化する。 ・会期日程の短縮や運営の効率化が期待できる。 ・担当する所管の範囲が増えるため、議員の見識が広がる。 ・一般的に8人程度の委員会数が妥当といわれている。 ・会派としてすべての議案の審査に関与できる。 ・正副委員長が他の委員会(議運含む)と重複する機会が少なくなる。
デ メ リ ツ ト	・委員長・副委員長の人数が減るため委員会運営経験の機会が減少する。 ・議員一人当たりの議案数が増え、一人当たりの負担が増える。 ・付託される議案の量が増え、審査が長時間化し、日程を延長する可能性がある。 ・議論が特定分野に集中し、他の分野が疎かになる可能性がある。 ・所管の範囲を見直す必要が生じる。 ・発言機会が減り進行を他人任せにする委員が出ることが懸念される。
2. 3委員会(6人・6人・5人)	
メ リ ツ ト	・現状維持につき、これまでと同様の委員会運営が可能である。(所管、日程等を見直す必要がなく、新たな対応は不要) ・委員長・副委員長の委員会運営経験の機会を確保(3委員会で6名が運営経験を積める)できる。 ・議案の分散により、議員の専門性の向上、負担の軽減が図られる。
デ メ リ ツ ト	・定数5人の委員会の場合、4人での審査となり多角的な審査が難しい。 ・定数5人の委員会の場合、1人の欠席で3名での審査となる。 ・2委員会に比べ、審査する議案が少ない。 ・特定の議員の意見に影響されやすくなる恐れがある。 ・新人議員の占める割合が多い場合、委員会運営が円滑に進まない可能性がある。

I. 情報公開		会 派	検討結果	優先順位
(予算化を伴う事項)				
1	委員会の動画配信	新 風	②	3
2	本会議の一般質問、代表質問、答弁部分に関し、手話通訳者、要約筆記者の導入、字幕で同時映像配信を行う。	千 種	未協議	3
3	常任委員会、特別委員会を本会議同様映像・音声の中継とHP配信を行う。	千 種	②	5
4	委員会のインターネット中継・録画放映	政翔会	②	1
5	常任委員会のインターネット生中継と録画中継の配信	公明党	②	3
6	常任・特別委員会・音声のHP公開	無会派	②	2
(予算化を伴わない事項)				
7	議会HPの議員名簿のページから議員個人のHPやSNS等アクセスできるようリンクを載せる	赤諒会	未協議	4
8	Web版市議会だより臨時号の発行	千 種	未協議	4

II. 住民参加		会 派	検討結果	検討結果
(予算化を伴う事項)				
9	議会報告会及び意見交換会の実施（年1、2回）	千 種	②	1
(予算化を伴わない事項)				
10	意見交換会を公募により実施	赤諒会	未協議	3
11	委員会ごとの施策提言協議会の設置	政翔会	未協議	4
12	高校生や大学生との意見交換会の開催	公明党	未協議	2

III. 議会運営		会 派	検討結果	優先順位
(予算化を伴わない事項)				
13	委員会の議論の活性化 ①予算特別委員会の設置 ②委員会の定数 委員会の数 複数の常任委員会に参加することの可否等の検討	新 風	②	2
14	本会議や委員会における役職等の呼称の省略	赤諒会	①	1
15	一般質問の質問方式の追加	赤諒会	②	2
16	定例議会における一般質問の日程を最初にする。	政翔会	未協議	2
17	予算・決算審査方法のあり方	公明党	②	1
18	代表質問の一問一答制の導入	無会派	②	1
19	一般質問の質問制限時間の延長	無会派	①	3
20	本会議の議案等質疑回数拡充	無会派	未協議	4
21	中長期行政計画の事前協議制導入	無会派	未協議	5

IV. その他		会 派	検討結果	優先順位
(予算化を伴う事項)				
2 2	ICTの活用 ①現行の Fax 連絡を LINE、メール等へ変更 ②オンライン会議（会派代表者会） ③議会関係の書類をクラウドに保存 ④理事者説明を事前に動画で議員に配布 ⑤議場、会議室に wifi を設置する	新 風	① ② ② ① ②	1
2 3	議会の ICT 化、ペーパーレス化	赤諒会	②	5
2 4	議会の ICT 化、ペーパーレス、タブレット議会	政翔会	②	3
(予算化を伴わない事項)				
2 5	議員間討議の実施	新 風	未協議	4
2 6	議会に係る経費の見直し	新 風	未協議	5
2 7	議会と大学等との連携	千 種	未協議	2
2 8	議会・議員のあり方	全会派	①	—

※ 2 8 議会・議員のあり方

(令和 5 年度協議結果)

- ・議員定数 … 令和 7 年の一般選挙から議員定数を 1 7 名とする。

(令和 6 年度協議結果)

- ・市議会政治倫理条例における請負契約等の辞退の範囲について
⇒ 結論は見送り、来期以降の議会で協議する
- ・次期改選後の常任委員会構成について
⇒ 委員会数 … 3 常任委員会
各委員会定数 … 総務文教委員会 6 人
民生生活委員会 6 人
建設水道委員会 5 人

※検討結果の分類

- ①協議・検討済(実施する又は実施しない) ③今期の任期中は取り扱わない
- ②継続して検討（研究）する ④取り下げ